

## 非現業全国林野関連労働組合近畿中国地方本部交渉

### 議 事 要 旨

- 1 日 時：平成30年12月18日（火）17:15～18:15（60分）
- 2 場 所：近畿中国森林管理局第一会議室
- 3 出席者：

近畿中国森林管理局	難波 真悟	総務企画部長
	山下 寛	総務課長
	福長 絢一郎	企画調整課長
	牧田 圭司	企画官(安全衛生担当)
	清水 勝成	総務課課長補佐（総務）
	徳田 隆	総務課課長補佐（福利厚生）

非現業全国林野関連労働組合 近畿中国地方本部	田上 富二男	委員長
	松岡 達樹	書記長
	森山 浩二	執行委員
	戸高 朝憲	執行委員
	石川 哲也	執行委員

- 4 交渉事項  
業務運営に係る労働条件課題

#### 5 議事概要

##### 【当局】

ただ今から、非現業全国林野関連労働組合近畿中国地方本部からの交渉の申し入れにより、あらかじめ予備交渉において取り決めた交渉事項、交渉時間に基づき交渉を始める。

##### 【職員団体】

近畿中国森林管理局においては、定員に対し欠員が生じており、要員の不足によって職員の超過勤務が恒常化している現状が見受けられ、職員の労働過重に繋がっていると考えている。

当局は、職員の労働過重を軽減するための具体的な対策を示すこと。

##### 【当局】

超過勤務の状況においては、平成30年度は7月豪雨災害等の対応もあり、11月末累計で昨年度同期と比べ1.4倍となっており、職員に苦勞かけていることは当局としても認識している。超過勤務縮減については、林野庁通知を踏まえ、平成25年6月に発出した「近畿中国森林管理局における超過勤務縮減対策について」並びに平成29年3月に発出した「近畿中国森林管理局超過勤務縮減対策の取組について」を各署長等及び各課長に対し再徹底を指示するとともに、全職員分の超過勤務実績を毎月取りまとめ、超過勤務が著しく増加した職員がいた場合には、該当の課長や署長等

に対して、増加原因及び縮減対策等について聞き取りのうえ、指導等を行っているところである。

また、本局内においては、水曜日と金曜日において、定時退庁を促すための館内放送を行い、併せて、管理職員による定時退庁の声かけを実施しているところであり、定時退庁の徹底を図ることで仕事にメリハリをもたせ、ワークライフバランスを推進するとともに、超過勤務の縮減に繋げているところである。

こうした取り組みを続けていくとともに、今の現状について分析を行い対策を講じていく考えである。

#### 【職員団体】

役職のいない空席ポスト下に所属する一般職員が実質その系の業務全般の責務を担い、一般職員の業務に対する負担が増大していると考えているところであるが、一般職員の業務の負担軽減対策をどのように考えているのか。

#### 【当局】

空席ポスト下に所属する一般職員には系の業務を担ってもらい、苦勞を掛けていることは当局としても認識している。各署等においては署長等の指揮のもと、総括官が中心となりグループ内の業務の状況を的確に把握し、業務の平準化を図り、グループ全体でフォローできるように指導し、一般職員も含め特定の職員の業務が負担増とならないよう対応しているところである。

また、本局内の係長が配置されていない系の一般職員については、各課長のリーダーシップのもと、課長補佐等が業務の進捗状況を把握し、必要に応じフォローを行い、職員に対し、過度の負担とならないよう対応しているところである。

今後においても、出来る限りの対策を講じていきたいと考えている。

#### 【職員団体】

要員の不足に伴う職員の労働過重の軽減を図るため、非常勤職員（事務系、現場系）を雇用せざるを得ない状況の中、今年度の非常勤職員の雇用に対する予算においては、予算概算決定後に賃金の上昇が決定し、年度当初から予算不足に陥るなど、計画的な雇用となっていない状況が見受けられる。

今後、職員の負担を軽減するため、必要な予算を確保するとともに、平成31年度についても各署等及び本局内各課の要望を確実に取りまとめ、計画的な雇用が出来るよう必要な予算を確保すること。

#### 【当局】

非常勤職員の雇用については、各署等及び本局内各課の要望に可能な限り沿った予算確保・雇用計画としたところであるが、要望に対する雇用人工数等が不足していることは当局としても認識しており、週の雇用日数、雇用時間が限られる中で各署等及び本局内各課において、実行体制を工夫していただいているところである。

また、災害対応等、突発的な事情による要望については、追加で予算配分しているところであり、今後も柔軟に対応していきたいと考えている。

来年度については、今年度の状況も踏まえつつ、円滑な事業実行及び職員の負担軽減に向け、各署等及び本局内各課の要望に対し、必要な予算確保に向けて最大限努めていく考えである。

**【職員団体】**

労働安全衛生の確保については、署長等がリーダーシップを発揮して職員を指導し、職員一人ひとりの安全意識の高揚を図るとしていたにも関わらず、今年度既に4件の公務災害が発生している。

早急に「平成30年度健康及び安全に係る重点取組」の点検・分析を行い、今後の労働安全衛生管理について、当局の考え方を示すこと。

**【当局】**

職員の健康及び安全確保については、人命尊重の上から極めて重要であり、また、事業の円滑な運営にとって不可欠な条件であると考えている。このため、重大災害はもとより、災害の未然防止に万全を期すべく、局署等が一体となって各種の災害防止対策の推進に取り組んでいるところである。また、毎年度、「国家公務員健康増進等基本計画」等に基づき、署等の実態に即した「健康及び安全に係る重点取組」を策定し、健康及び安全に係る諸活動に取り組むとともに、各種対策の定着に努めている。

平成30年度における安全管理の取組にあたっては、「災害ゼロの達成」を目標に局署等が一体となって、安全で快適な職場づくりを推進しているところであるが、ご指摘のように11月末現在で既に4件の災害が発生し、極めて憂慮すべき事態であり、改めて、類似災害の防止に向け、署長等が安全管理に係る役割と責任を自覚したうえで、リーダーシップを発揮し、安全管理体制の充実・強化を図り、作業内容や現地の状況を踏まえた的確な安全対策の指導徹底に努めるよう指示したところである。

さらに、4件の災害発生を重く受け止め、署等の安全管理者を集め、直接、安全管理体制の充実・強化を図るよう指導する考えである。

**【職員団体】**

今回の交渉を踏まえ、職員の業務遂行の負担軽減並びに労働安全の確保に向け、各署等及び本局内各課の現状についてしっかりと分析を行い、誠意をもって対応されたい。

**【当局】**

本日のご意見を重く受け止め、今後、しっかりと疎通させていただく考えである。以上で交渉を終了する。

(以上)